

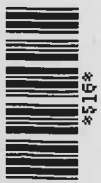
期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月19日
 高松地方裁判所民事部不動産執行係
 裁判所書記官 岡 河 優

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月10日 午前 8時30分から 令和 8年 7月17日 午後 4時30分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月22日 午前10時00分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月 5日 午後 1時30分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 7月23日 午前 9時00分から 令和 8年 7月29日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9時00分から午後4時00分までです。	



物件目録

- | | | | |
|---|----|----|-----------------|
| 1 | 所 | 在 | 丸亀市川西町北字金丸 |
| | 地 | 番 | 28番2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 89.27平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 丸亀市川西町北字金丸28番地2 |
| | 家屋 | 番号 | 28番2 |
| | 種 | 類 | 居宅 |
| | 構 | 造 | 木造瓦葺3階建 |
| | 床 | 面積 | 1階 48.85平方メートル |
| | | | 2階 50.51平方メートル |
| | | | 3階 48.02平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 5月26日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 岡 河 優

1 不動産の表示

【物件番号1, 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 丸亀市川西町北字金丸 |
| | 地 番 | 28番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 89.27平方メートル |
| 3 | 所 在 | 丸亀市川西町北字金丸28番地2 |
| | 家屋 番号 | 28番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 48.85平方メートル
2階 50.51平方メートル
3階 48.02平方メートル |



令和8年(ケ)第25号
令和8年3月31日受理
令和8年4月20日提出



現況調査報告書

(物件1、3)

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 丸亀市川西町北字金丸 |
| | 地 番 | 28番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 89.27平方メートル |
| 3 | 所 在 | 丸亀市川西町北字金丸28番地2 |
| | 家屋 番号 | 28番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 48.85平方メートル
2階 50.51平方メートル
3階 48.02平方メートル |

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (債務者兼所有者)	<p>1 私は、本件物件の所有者です。</p> <p>2 本件物件には、今から3年くらい前まで居住していましたが、それ以降は空き家となっています。居住していた間の、今から8年くらい前から退去するまでは、2階で保護犬を複数(多いときで4匹)飼っていましたので、壁紙や木製部分にはかじったあとやひっかき傷があると思います。また、3階のトイレの水は水圧が弱いため、流れにくかったと思います。物件1の南東側には、エコキュートを設置していました。エコキュートは、私が撤去したことはありません。</p> <p>3 本件物件には、駐車場はなく、居宅の向かい側にある社宅の1階を駐車場として利用していました。</p> <p>4 本件物件付近は下水道が整備されていない地域で、浄化槽を設置していました。水利組合への支払いはありませんでした。</p>
■センコー産業株式会社 担当者	<p>1 本件物件の進入路については、当社が共有者です。</p> <p>2 団地内の方が、当該道路を通行することは差支えありませんが、道路の維持管理については、周辺の住民の方で協力していただきたいと思えます。仮に修繕が必要になった場合には、皆さんで費用負担もお願いします。</p>
■丸亀土地改良区川西支 部長	<p>1 本件物件の水利関係は当支部です。</p> <p>2 当支部では、浄化槽を設置したときに、将来の水路利用料も併せて徴収していますので、その後の費用負担はありません。</p>
■はまもと不動産担当者	<p>1 本件物件については、当社が売却の仲介をしています。</p> <p>2 本件物件のエコキュートについては、当社が仲介を任されたときに写真撮影していますが、当初からエコキュートは存在していませんでした。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

-
- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
 - 2 本件土地は非線引都市計画区域内に存在し、物件1の北東側は幅員約5.6m舗装市道（建築基準法42条1項1号道路）に、南東側は幅員約6mの舗装私道（所有者：センコー産業株式会社外2名、地目：公衆用道路、建築基準法42条1項3号道路）にそれぞれ接道している。
 - 3 物件1と周囲の土地との境界は、現況上明らかである。14条1項地図、地積測量図が存在する。物件1南西側には、電柱及び支線ワイヤーが存在している。また、物件1南側には、下屋（土地定着物）が存在している。
 - 4 本件物件の南東側の道路は、センコー産業株式会社が共有者であるが、同社担当者によると、「団地内の方が、当該道路を通行することは差支えありませんが、道路の維持管理については、周辺の方で協力していただきたいと思っております。仮に修繕が必要になった場合には、皆さんで費用負担もお願いします。」とのことであった。
 - 5 物件3建物については、経年（築後約24年経過）劣化が認められる。内壁には、穴が開いている部分や床の傷等も複数見受けられた。特に2階部分は、保護犬を数匹飼育していたこともあり、壁や木製のカウンター柱等はひっかき傷やかじった跡が見受けられた。全体的に、経年以上に劣化している印象を受けた。なお、給湯機（エコキュート）は取り外されていたが、その経緯は不明である。
 - 6 本件物件の所在地付近は下水道が設備されておらず、浄化槽を設置している。水路利用料等は不要とのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年4月3日(金) 8:40-8:50	高松法務局丸亀支局	周辺土地等調査
令和8年4月3日(金) 8:55-9:10	丸亀市役所	公法上の規制等調査
令和8年4月3日(金) 9:20-9:30	物件所在地	物件確認、接道外観等調査、占有調査、写真撮影
令和8年4月3日(金) 11:10-11:20	広域水道企業団中讃ブ ロック統括センター	給配水管等調査
令和8年4月3日(金) 11:45-11:50	中讃土木事務所	公法上の規制等調査
令和8年4月3日(金) 12:45-12:55	高松法務局	周辺土地等調査
令和8年4月8日(水) 14:40-16:00	物件所在地	立入調査、占有調査、写真撮影、評価人同行
令和8年4月13日(月) 16:30-16:40	当庁	センコー産業株式会社担当者から聴取(電話)
令和8年4月14日(火) 9:45-10:00	当庁	Aから聴取(電話)
令和8年4月14日(火) 10:05-10:10	当庁	丸亀市土地改良区川西支部長から聴取(電話)
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年4月8日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち合わせ、業者から借り受けた鍵を使用して解錠し、建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図(概略)

S ≒ 1 / 250



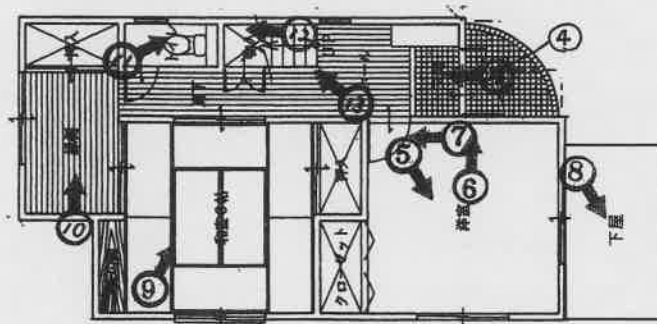
(注)概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

←○ 写真撮影位置・方向

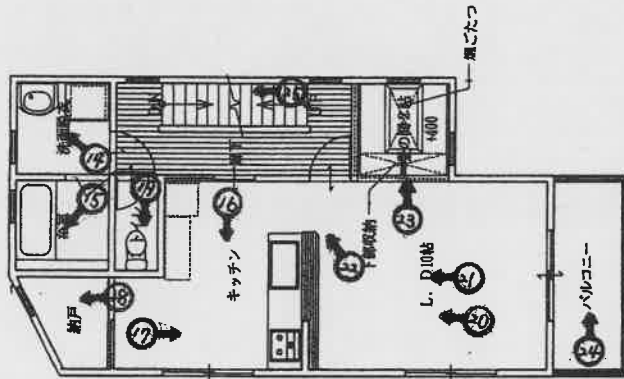
(6 枚目)

建物間取図(概略)

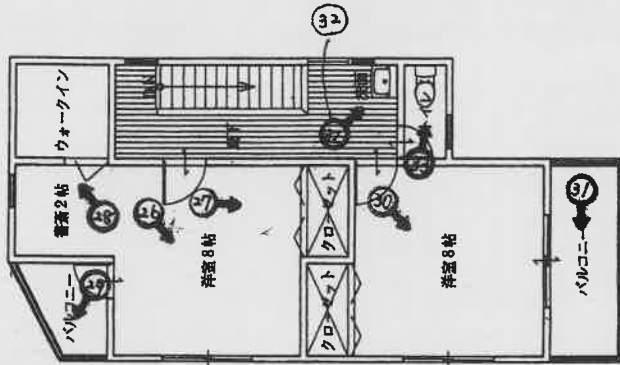
(物件 3)



1階



2階



3階

⊙ ← 写真撮影位置・方向

(7枚目)

(注)概略図であり、現況と相違する場合がある。

1



物件 1、3 の外観

2



物件 1、3 南西側の状況

3



物件 1、3 北東側の状況

4



物件 3 玄関内の状況

5



物件3 1階南側洋室の状況

6



物件3 1階南側洋室壁の損傷状況

7



物件3 1階南側洋ドアの損傷状況

8



物件3 下屋内の状況

9



物件3 1階和室の状況

10



物件3 1階縁側の状況

11



物件3 1階トイレの状況

12



物件3 1階階段の状況

(13 枚目)

13



物件3 1階階段下の損傷状況

14



物件3 2階洗面脱衣所の状況

(14 枚目)

15



物件3 2階浴室の状況

16



物件3 2階台所の状況

(15 枚目)

17



物件3 2階台所床の損傷状況

18



物件3 2階納戸の状況

19



物件3 2階トイレの状況

20



物件3 2階LDの状況

(17 枚目)

21



物件3 2階LD床の損傷状況

22



物件3 2階LDの壁等の損傷状況

23



物件3 2階畳の間（掘りごたつ）の状況

24



物件3 2階バルコニーの状況

25

壁の穴



物件3 2階階段の状況

26

壁の損傷



物件3 3階北西側洋室の状況

27



物件3 3階北西側洋室天井ライトの損傷状況

28



物件3 3階書斎、ウォークインクローゼットの状況

29



物件3 3階北西側バルコニーの状況

30



物件3 3階南側洋室の状況

31



物件3 3階南側バルコニーの状況

32



物件3 3階手洗の状況



物件3 3階トイレの状況

令和 8 年 (ケ) 第 25 号
(物件 1・3)
令和 8 年 4 月 8 日 現地調査
令和 8 年 4 月 17 日 評価

高松地方裁判所 御中



評 価 書
(物件 1・3)

評価人 不動産鑑定士

清水直樹

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3, 4 3 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 6 4 0, 0 0 0 円
物件3 (建物)	金 2, 7 9 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1・3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地積	丸亀市川西町北字金丸 28番2 宅地 89.27m ²	同左
3	所 家 種 構 床 在 屋 番 号 類 造 積 面 積	丸亀市川西町北字金丸28番地2 28番2 居宅 木造瓦葺3階建 1階 48.85m ² 2階 50.51m ² 3階 48.02m ²	同左
番号	特記事項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

(1) 物件1

位置・交通	J R 予讃線「丸亀」駅の南東方約5 km。 城辰小学校まで約600 m、南中学校まで約1.6 km。 (いずれも直線距離)	
付近の状況等	対象不動産の属する地域は、丸亀市郊外の川西地区に位置し、農地 が広がる中に戸建住宅、アパート等が見られる地域である。 平成16年頃まで都市計画区域外であったこともあり、街路の整備 が進んでいない地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な 規制を考慮しない一般的な規 制)	区域区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火地域 その他	都市計画区域(非線引) 用途白地地域 70% 200% — 特定用途制限地域(一般環境保全型)
画地条件	面積 間口 奥行 形状 地勢 その他	89.27㎡(登記)とほぼ同じ。 南東側約6 m 約18 m(最大) ほぼ台形 ほぼ平坦 駐車スペースなし。
接面道路の状況	<ul style="list-style-type: none"> 南東側が幅員約6 m舗装私道に約0.2 m高く接面。 上記道路は建築基準法上42条1項3号道路に該当する。 北東側が幅員約5.6 m舗装市道にほぼ等高に接面。 上記道路は建築基準法上42条1項1号道路に該当する。 	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	<ul style="list-style-type: none"> 物件3建物の敷地として利用されている。 周辺は戸建住宅、農地、水路として利用されている。 南西隅に電柱あり。 	
供給処理施設	上水道 公共下水道 ガス配管	あり なし なし
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 南東側私道について 所在：丸亀市川西町北字金丸 所在：丸亀市郡家町字重元 地番：28番4 地番：1619番1 登記地目：公衆用道路 登記地目：公衆用道路 所有者：センコー産業(株)外 所有者：センコー産業(株)外 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定：無し。 地歴調査等からは、対象地について土壌汚染が疑われる特段の利用 履歴は確認できず、土壌汚染の可能性は低いと思われる。なお、土 壌汚染の有無の詳細については、専門調査機関による調査を要する。 洪水浸水想定区域の指定あり。 	

2 建物の概況及び利用状況

(1) 物件3

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成13年12月7日新築 経過年数：約24年 経済的残存耐用年数：約6年	
仕 様	構造 屋根 外壁 内壁 天井 床 設備	木造 瓦葺 サイディング他 ビニールクロス貼り他 ビニールクロス貼り、敷目張り他 タタミ、フローリング他 エコキュートが撤去されている。 南側に下屋あり。
床面積(現況)	第3 目的物件欄記載のとおり 延147.38㎡	
現況用途等	階層 現況用途 間取り	3階建 居宅 附属資料 建物間取図(概略)のとおり
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る。 室内は汚れ、損傷箇所が多数散見され、管理状況は劣る。 所有者の陳述は以下のとおり。 ・約3年間空き家になっている。 ・室内で犬を複数飼っていた。 ・3階のトイレは水圧が低く、流れにくい。	
建物の利用状況	・詳細については現況調査報告書参照。	
特記事項	・対象建物については、建築時期等から判断して、吹付アスベスト等が使用されている可能性は低いですが、アスベスト含有建材(成形板、仕上塗材等)が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。 ・設備、建具等に関して、動作確認は行っていない。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別格 差 イ	地積 (m ²) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	27,400	0.87	89.27	1.00	2,128,000

ア 標準画地価格

地価公示等 丸亀-6

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$28,500 \text{ 円/m}^2 \times 100/100 \times 100/100 \times 100/104 \doteq 27,400 \text{ 円/m}^2$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：街路条件-1% (100/99)、接近・環境条件等+5% (100/105)
 $100/99 \times 100/105 \doteq 100/104$

イ 個別格差：角地+2% (1.02)、規模小・形状等-1.5% (0.85)、 $1.02 \times 0.85 \doteq 0.87$

ウ 地積：登記数量

エ 建付減価：なし (1.00)

(2) 建物価格 (物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	143,000	147.38	0.17	3,583,000

ウ 現価率：経過年数24年、経済的残存耐用年数6年、残価率5%とした定額法と観察減価(管理状況劣る：-30%)を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \left[0.05 + (1-0.05) \times \frac{6}{24+6} \right] \times (1-0.3) \doteq 0.17$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	2,128,000	0.5	法定地上権	1,064,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,128,000	- 1,064,000		1.00	0.60	640,000
3	3,583,000	+ 1,064,000	1.00	1.00	0.60	2,790,000
一括価格(合計)						3,430,000

ウ 占有減価修正：無し

エ 市場性修正：無し

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示標準地価格（丸亀－6）

所 在：丸亀市川西町北字山ノ側1225番3
価 格：28,500円/m²
位 置：JR予讃線「丸亀」駅の南東方約4.7km（道路距離）
価 格 時 点：令和8年1月1日
地 積：227m²
供給処理施設：水道
接 面 街 路：北東4m市道
用途指定等：都市計画区域（非線引）、無指定（70,200）
地域の概要：中規模一般住宅が多い郊外の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 1,456,900円
物件3 2,501,464円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位 置 図
- 2 公 図 写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図（概略）
- 6 建物間取図（概略）

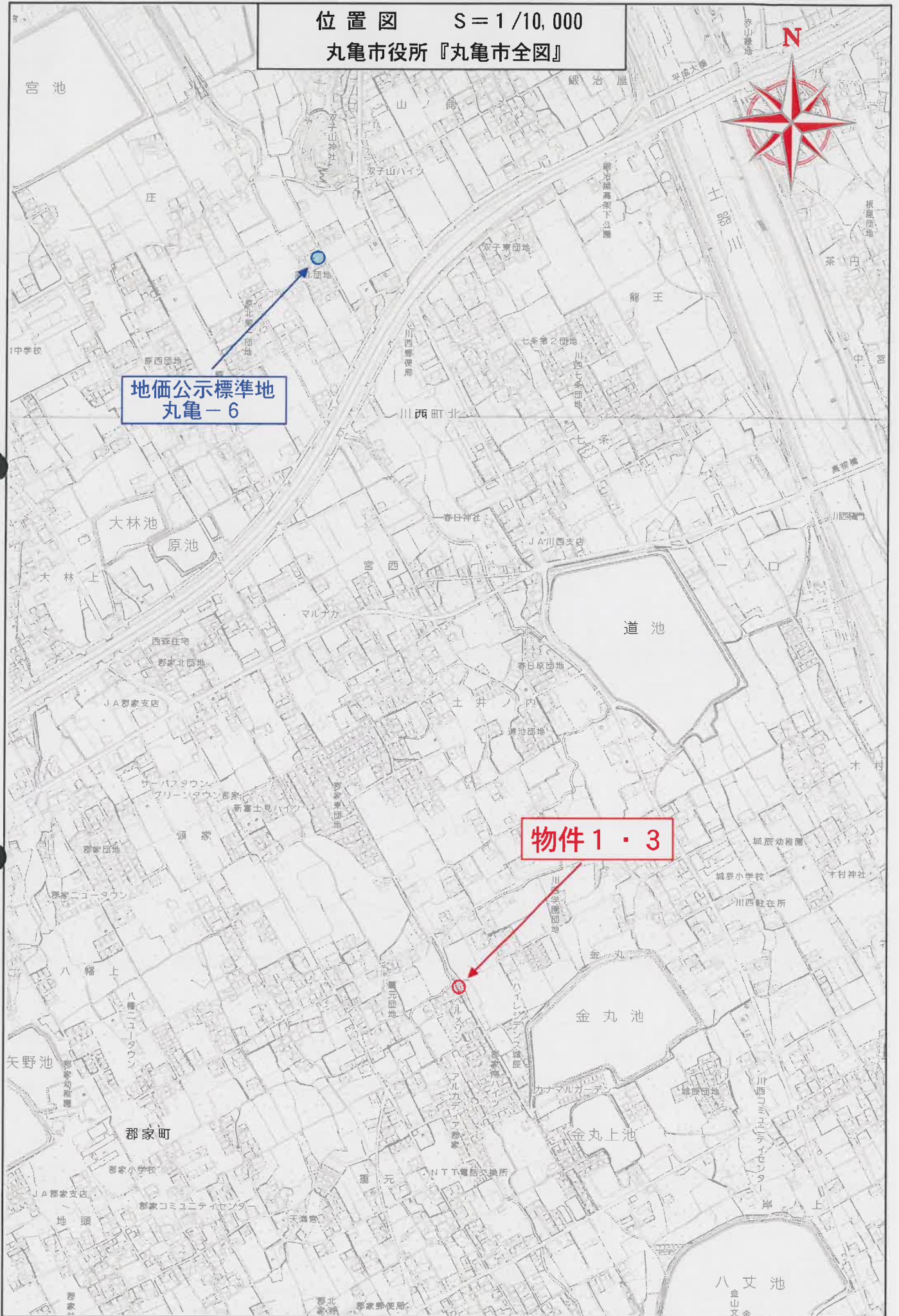
以 上

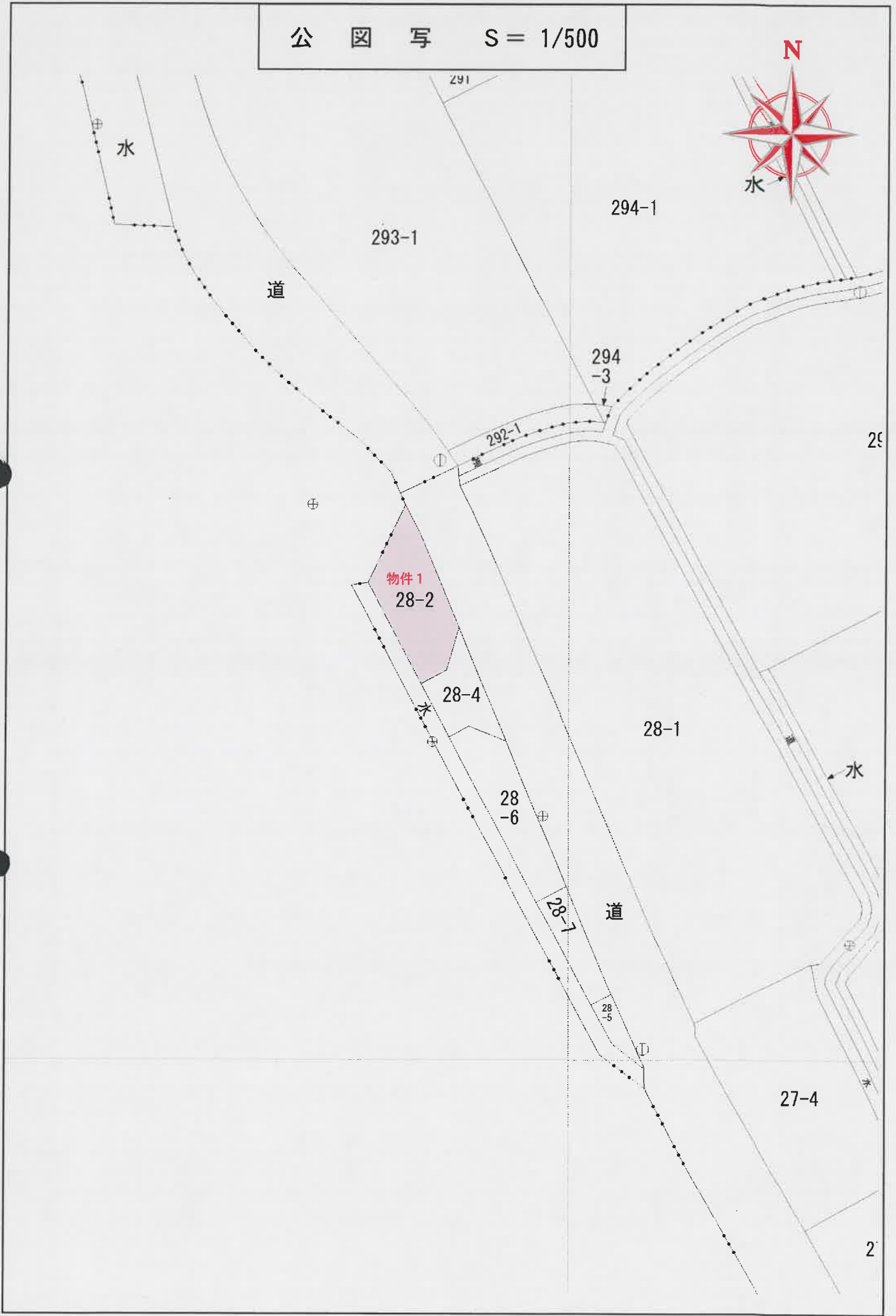
位置図 S = 1/10,000
丸亀市役所『丸亀市全図』



地価公示標準地
丸亀-6

物件1・3





公 図 写 S = 1/500



地積測量図

地番 28-2, -4, -5

0706860

丸亀市川西町北字金丸

附録八号

前 28-2

(物件1)

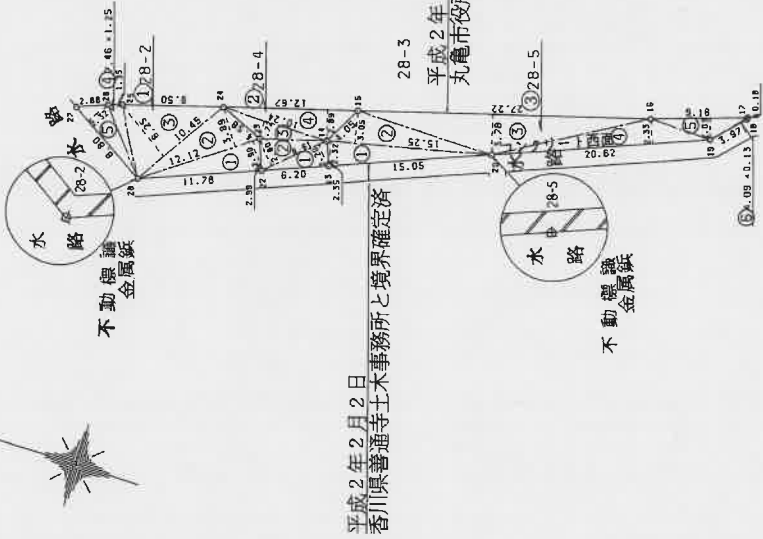
三斜求積表

地番 ①	28-2			高さ	倍	面積	積
NO.	底辺	高さ	倍				
1	12.12	2.90				35.1480	
2	12.12	3.89				47.1468	
3	10.45	6.25				65.3125	
4	7.46	1.25				9.3250	
5	8.80	2.52				20.4160	
		倍面積				177.3483	
		面積				88.67415	
		地積				88.67 m ²	
		坪数				26.82	

地番 ②	28-4			高さ	倍	面積	積
NO.	底辺	高さ	倍				
1	6.61	2.20				14.5420	
2	6.61	2.80				18.5080	
3	10.24	1.72				17.6128	
4	12.67	2.89				36.6163	
		倍面積				87.2791	
		面積				43.63955	
		地積				43.63 m ²	
		坪数				13.19	

地番 ③	28-5			高さ	倍	面積	積
NO.	底辺	高さ	倍				
1	15.25	2.32				35.3800	
2	15.25	3.05				46.5125	
3	27.22	3.78				102.8916	
4	20.62	2.33				48.0446	
5	9.16	2.03				18.5948	
6	4.09	0.13				0.5317	
		倍面積				251.9552	
		面積				125.97760	
		地積				125.97 m ²	
		坪数				38.10	

總計 258.29130



平成2年2月2日
香川県普通土木事務所と境界確定済

平成2年1月29日
丸亀市役所と境界確定済

筆界点
公標
金属板
13~17, 22~26
18~20, 27, 28

平成3年1月28日登記

縮尺 1/500

申請人

成 3 年 1 月 16 日 作製

作製者 土地家屋調査士
土地家屋調査士
(香川県工地球家調査士会 田村 壯)

(A3版をA4版に縮小)

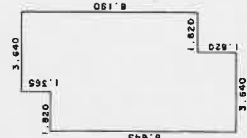
(1) 平成30年3月1日
本図面は国土調査実施前提出図面である。

13.12.19

各階平面図

1803723

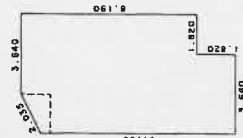
1 階



求積表

8.645 X 1.820	=	15.733900
10.010 X 1.820	=	18.218200
8.190 X 1.820	=	14.905800
合計		48.857900
床面積		48.85 ㎡

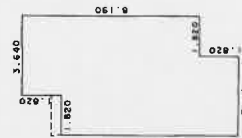
2 階



求積表

(9.100 + 10.010) X 1.820 X 1/2	=	17.390100
10.010 X 1.820	=	18.218200
8.190 X 1.820	=	14.905800
合計		50.514100
床面積		50.51 ㎡

3 階



求積表

8.190 X 1.820	=	14.905800
10.010 X 1.820	=	18.218200
8.190 X 1.820	=	14.905800
合計		48.029800
床面積		48.02 ㎡

作製者

平成13年12月12日
4号
年 月 日作製

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

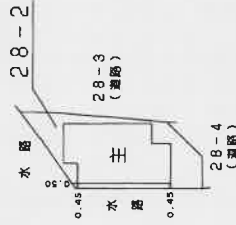
昭和 平成 13年 12月 19日 登記

建各階平面図

家屋番号 28-2

建物の所在 丸亀市川西町北字金丸28番地2

(物件3)



附録八号一四・五

(香川県土地家屋調査士会用紙)

(A3版をA4版に縮小)

土地建物位置関係図(概略)

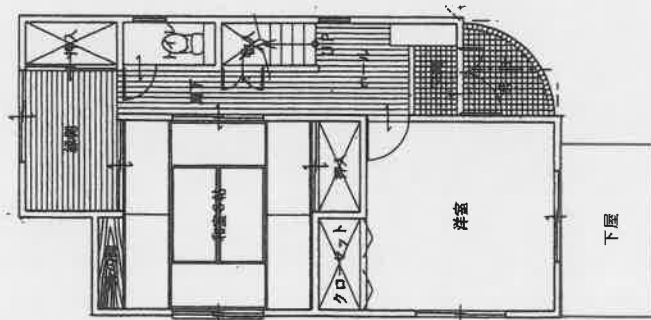
S ≒ 1 / 250



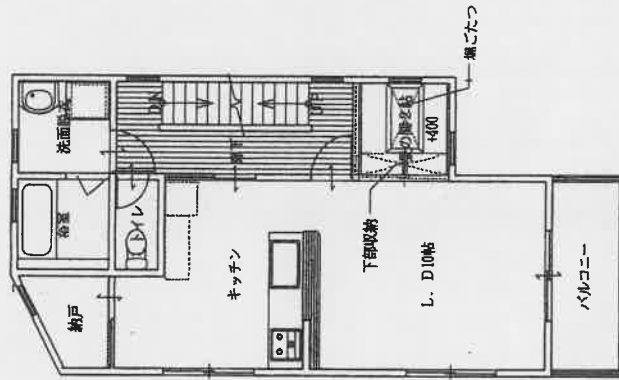
(注)概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

建物間取図(概略)

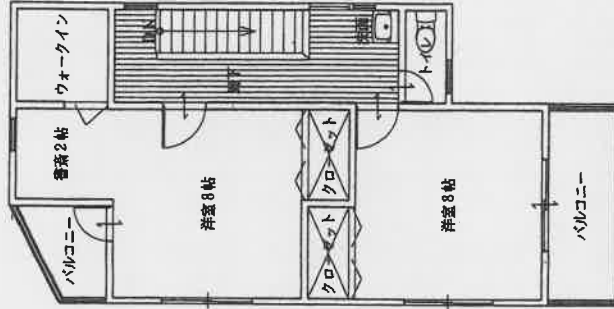
(物件3)



1階



2階



3階

(注)概略図であり、現況と相違する場合がある。